

契約保証金免除申請に係る納税証明書について

(R5.12 改正)

(委託業務（建設コンサルタント業務等を除く。）)

1 広島市税

委託業務（建設コンサルタント業務等を除く。）において、契約規程第28条第3号により契約保証金の納付の免除を申請する場合は、契約保証金免除申請書に「令和〇〇年〇月〇〇日(直近の証明可能な日)以前に納付すべき市税について、滞納の税額がない旨。」の記載のある証明書(発行年月日が契約保証金免除申請書提出日から3か月前の日以降のもの。)(写しも可)を添えて契約担当課に提出していただく必要があります。なお、広島市に納税義務がない方は、「広島市税の納税証明書」に代えて「申立書（広島市に納税義務がない者用）」を提出してください。

広島市の納税証明書の交付請求について

区 分	内 容
1 納税証明請求先	市税事務所、税務室、出張所、市役所サービスコーナー、市役所税務部市民税課又は収納対策部徴収企画課の窓口
2 納税（納付・納入）証明請求書の様式	「納税（納付・納入）証明請求書」を使用してください。 市税事務所、税務室、出張所、市役所サービスコーナー、市役所税務部市民税課又は収納対策部徴収企画課の窓口に用意してあります。(※)
3 記入上の注意	「市税について滞納がない旨」の証明書を請求してください。
4 手数料	1部 350円

※ 納税証明請求書の様式は広島市のホームページのトップページ (<http://www.city.hiroshima.lg.jp/>) から、「くらし・手続き」→「税金」→「市税の証明」→「請求書様式」からダウンロードできます。

2 消費税及び地方消費税

委託業務（建設コンサルタント業務等を除く。）において、契約規程第28条第3号により契約保証金の納付の免除を申請する場合は、契約保証金免除申請書に「未納の税額がない。」旨の記載のある税務署の納税証明書(「その3」「その3の2」「その3の3」のいずれか)(以下「税務署の納税証明書」といいます。)(発行年月日が契約保証金免除申請書提出日から3か月前の日以降のもの。)(写しも可)を添えて契約担当課に提出していただく必要があります(電子納税証明書は不可)。

税務署の納税証明書の交付請求について

税務署の納税証明書は、納税地を所管する税務署で発行されるので、消費税及び地方消費税の納税証明書(未納の税額がないこと用)の交付を受けたい旨申し出た上で、該当する税務署に請求してください。

税務署の納税証明書の請求方法等については、

<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm> で参照できます。

3 注意事項

- (1) 契約締結日に契約保証金の納付の免除を申請したのでは、本機構において実績を確認できない場合がありますので、契約履行実績による契約保証金の納付の免除を申請する予定の場合は、必ず落札決定後のできるだけ早い時期に契約担当課に申請してください。
- (2) 契約保証金の納付の免除を申請するに当たり、虚偽の申請(契約を履行していないにも関わらず契約履行実績として申請する、等)により不正に契約保証金の納付の免除を受けたことが判明した場合、契約保証金の納付の免除を取り消すとともに、指名停止措置等を行うことがあります。

(問合せ先)	入札・契約について	入札公告記載の契約担当課
	広島市の納税証明書について	広島市の各市税事務所管理係及び税務室
	税務署の納税証明書について	広島市財政局税務部市民税課法人課税係 各税務署